

福井県報

第 2414 号
平成 25 年
3 月 22 日 (金)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

(※は、県例規集登載事項)

規則

※福井県公有財産等管理規則の一部を改正する規則(二八・財産・事務管理課)……………一

※森林法施行細則の一部を改正する規則(二九・森づくり課)……………一

告示

※物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等の一部を改正する告示(二四・財産・事務管理課)……………一

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定に基づく指定区域の指定(二五・循環社会推進課)……………三

○家畜の検査の実施(二六・園芸畜産課)……………三

○国土調査の成果の認証(二七、一・二八・農村振興課)……………五

○道路の供用の開始(二九・道路保全課)……………六

訓令

※福井県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令(一・人事企画課)……………六

公告

○大規模小売店舗立地法の規定による意見(商業振興・金融課)……………六

○所在の不明な者に対する保安林の

規則

福井県公有財産等管理規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十五年三月二十二日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第二十八号

福井県公有財産等管理規則の一部を改正する規則

正する規則

福井県公有財産等管理規則(昭和三十九年福井県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「解」を「かい」に改める。

第二十八条の見出し中「用途を廃止した行政財産」を「行政財産の用途を廃止した場合」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、解体または撤去の目的をもつて行政財産の用途を廃止した場合は、部の長

において引き続き当該財産を管理し、または処分するものとする。

第三十六条中「年三・一パーセント」を「年三・〇パーセント」に改める。

第四十二条中「(局)」を削り、「解」を「かい」に改める。

第五十六条第二項中「年三・一パーセント」を「年三・〇パーセント」に改める。

第六十二条中「(局)」を削り、「解」を「かい」に改める。

様式第五号、様式第七号、様式第八号および様式第九号中「解」を「かい」に改める。

附則

1 (施行期日)
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の第三十六条および第五十六条第二項の規定は、この規則の施行の日以後に締結される延納の特約および履行延期の特約等(以下「延納の特約等」という。)について適用し、同日前に締結された延納の特約等については、なお従前の例による。

3 改正前の福井県公有財産等管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

森林法施行細則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十五年三月二十二日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第二十九号

森林法施行細則の一部を改正する規則
森林法施行細則(平成十二年福井県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条ならびに第三条第一項および第二項中「第二条」を「第四条」に改める。

第三条第三項中「第二条第一号」を「第四条第一号」に改め、同条第四項および第五項中「第二条第二号」を「第四条第二号」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

告示

福井県告示第124号

物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等の一部を改正する告示を次のように定める。
平成25年3月22日

福井県知事 西川 一誠

物品の製造または購入契約に係る競争

入札参加者の資格等の一部を改正する告示

物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等（昭和42年福井県告示第27号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(7) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されべき関係を有している者

第2条第1項第12号中「様式第2号の2」を「様式第2号の3」に改め、同号を第13号とし、同条中第11号を第12号とし、

第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 役員等名簿（様式第2号の2）

様式第2号の2を様式第2号の3とし、様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2（第2条関係）

役員等名簿

私は、福井県が実施する競争入札参加者資格申請（物品等）を行うに当たり、物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等（昭和42年福井県告示第27号）に基づき資格審査のため、本名簿に記載した事項を福井県警察本部に照会することについて同意します。

年 月 日

住所
または名称
代表者職・氏名

㊞

平成	年		月		日		現在の役員等			性 別	役職	住所
	氏名 (カタ)	氏名 (漢字)	年	年	月	月	日	日				

注意

- 法人の場合は、次の方について記入してください。
 - 登記事項証明書に記載されている現在の役員（役員とは、代表取締役、取締役（社外取締役、非常取締役を除く。）、代表執行役、執行役、代表理事、理事等をいいます。監査役、監事は役員に含まれません。）
 - 代表者から福井県との取引上、一切の権限の委任を受けた代理人
 - 代表者は、次の方について記入してください。
 - 代表者
 - 代表者から福井県との取引上、一切の権限の委任を受けた代理人
- 「住所」欄には住民票記載の住所を記入してください。
- 年号…明治：M 大正：T 昭和：S 平成：H 性別…男：M 女：F
- 記入しきれない場合は、複数枚提出してください。
- この役員等名簿は、役員等が暴力団員等であるか否かを確認するためのみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

福井県告示第125号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を指定区域として指定したので、同法第15条の17第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成25年3月22日

福井県知事 西川 一誠

番号	指定区域	埋立地の区分
17	敦賀市煙曲94号兵ヶ谷2番9から2番11までおよび3番1から3番10まで、95号前谷2番1、3番1から3番3まで、4番1から4番8までおよび4番13、96号広島1番2から1番10までならびに瀬河内33号広畑2番から7番まで、8番1から8番3まで、9番1、9番2、10番および11番、34号ワサ田1番1、2番から5番まで、7番から10番まで、13番、14番、16番および17番、36号兵ヶ谷口1番、4番および5番、37号ノ田向3番から5番までの全部ならびに煙曲94号兵ヶ谷1番2、1番3、2番2から2番8まで、2番12および3番11、95号前谷1番1から1番3まで、2番2、2番3、2番6、2番8および4番9から4番12まで、96号広島1番1、97号馳せ谷1番1から1番6までならびに瀬河内33号広畑1番、34号ワサ田1番2、6番、11番、12番および15番、36号兵ヶ谷口2番、3番および6番、37号ノ田向2番の各一部	政令第13条の2第3号口

18	小浜市仏谷2号平谷2番から5番までおよび8番1、11番の全部ならびに1番1、6番、7番1、8番2、9番1および9番6ならびに12番から14番までの各一部	政令第13条の2第1号
----	--	-------------

19	小浜市仏谷15号東大谷1番他（別図のとおり）	政令第13条の2第1号
----	------------------------	-------------

備考 埋立地の区分の欄中「政令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいひ、指定区域がその規定に該当する埋立地であることを示す。

「別図」は省略し、その図面は福井県嶺南振興局若狭健康福祉センターに備え置いて公衆の縦覧に供する。

福井県告示第126号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、家畜防疫員による検査を実施するので、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成25年3月22日

福井県知事 西川 一誠

検査項目	実施の目的	実施する区域	対象家畜の種類、範囲	実施の期日	検査の方法
結核病					ツベルクリン皮内反応法
ブルセラ病	発生予防	勝山市 池田町 美浜町	1) 搾乳の用に供し、または供する目的で飼育している雌牛 2) 種付けの用に供し、または供する目的で飼育している雄牛 3) 前2号の牛と同一施設で飼育している牛	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	急速凝集反応法、エライザ法および補体結合反応検査
ヨウネ病	発生予防	勝山市 池田町 美浜町	1) 搾乳の用に供し、または供する目的で飼育している雌牛 2) 繁殖の用に供し、または供する目的で飼育している肉用雌牛 3) 種付けの用に供し、または供する目的で飼育している雄牛 4) 前3号の牛と同一施設で飼育している牛	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	予備的抗体検出法、リアルタイムPCR法、ヨーニン、エライザ法、および補体結合反応検査
		県下全域	1) 搾乳あるいは繁殖の用に供し、または供する目的で飼育している雌牛のうち、実施の期日内に県外から導入されたもの 2) 搾乳あるいは繁殖の用に供し、または供する目的で飼育している雌牛のうち、家畜保健衛生所長の指定するもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	
馬伝染性貧血	発生予防	福井市 大野市 あわら市 越前市 坂井市	実施する区域で飼育されている馬のうち、家畜保健衛生所長が指定するもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	寒天ゲル内沈降反応
伝達性海绵状脳症	発生の状況および動向を把握するため	県下全域	1) 月齢または推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体 2) 月齢または推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊または山羊の死体	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	エライザ法
豚コレラ	発生予防	県下全域	実施する区域で飼育されている豚のうち、家畜保健衛生所長が指定するもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	中和試験およびエライザ法
高病原性鳥インフルエンザ	発生予防	県下全域	実施する区域で、100羽以上の家きん（だちよう）においては10羽以上）を飼育している農場で飼育されている家きんのうち、家畜保健衛生所長が指定するもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	エライザ法および寒天ゲル内沈降反応

家きんサルモネラ 感染症	発生予防	福井市	実施する区域で飼育されている種鶏および同候 補鶏のうち、家畜保健衛生所長が指定するもの	平成25年4月1日から平成26年3月 31日までの期間において、家畜保健衛 生所長が指定する日	急速平板凝集法
腐敗病	発生予防	県下全域	実施する区域内で飼育されている蜜蜂のうち、 家畜保健衛生所長が指定するもの	平成25年4月1日から平成26年3月 31日までの期間において、家畜保健衛 生所長が指定する日	肉眼検査および細菌学的検査
アカハネ病					中和試験
チュウザン病					中和試験
アノウイルス感染症	発生予防	県下全域	未越冬牛(前年11月から当年4月までに生まれた もの)あるいは抗体陰性牛のうち、家畜保健衛 生所長が指定するもの	平成25年4月1日から平成26年3月 31日までの期間において、家畜保健衛 生所長が指定する日	中和試験
イババキ病					中和試験
牛流行熱					中和試験

福井県告示第127号

国土調査法(昭和26年法律第180号)

第19条第2項の規定に基づき、国土調査の
成果を認証したので、同条第4項の規定によ
り、次のとおり公告する。

平成25年3月22日

福井県知事 西川 一誠

- 1 調査を行った者の名称
南越前町
- 2 調査を行った期間
平成13年5月から平成22年4月まで
- 3 調査を行った地域
南越前町大字大門の一部
- 4 成果の名称
地籍図および地籍簿
- 5 認証年月日
平成25年3月22日

福井県告示第128号

国土調査法(昭和26年法律第180号)

第19条第2項の規定に基づき、国土調査の
成果を認証したので、同条第4項の規定によ
り、次のとおり公告する。

平成25年3月22日

福井県知事 西川 一誠

- 1 調査を行った者の名称
坂井市
- 2 調査を行った期間
平成16年7月から平成23年1月まで
- 3 調査を行った地域
坂井市三国町大字安島の一部
- 4 成果の名称
成果の名称
- 5 地籍図および地籍簿
地籍図および地籍簿
認証年月日
平成25年3月22日

福井県告示第129号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始するので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、平成25年3月22日から20日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月22日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	158号	勝山市鹿谷町杉俣29字 大谷50番2から 大野市横枕7字墓ノ下2 0番まで (ただし、関係図面に表示する部分のみ。)	平成25年 3月24日 15時



福井県訓令第1号

庁中一般

各出先機関

労働委員会事務局

福井県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月22日

福井県知事 西川 一誠

福井県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

正する訓令

福井県職員被服等貸与規程(昭和46年福井県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表中東京事務所の項および大阪事務所の

項を削り、同表消防学校の項中

「|制服夏用|1|3|」を

「|制服夏用|1|2|」に改め、同表健康福祉センターの部廃棄物処理施設の現地検査業務および指導監督業務に従事する職員の項を

次のように改める。

	作業衣	上下	1	2
廃棄物処理施設の現地検査業務	夏作業衣	上下	1	2
および指導監督業務に従事する職員	防寒衣	上衣	1	2
	雨衣	衣	1	3
	雨帽	衣	1	2
	保安帽	帽	1	4

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。



大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年3月22日

福井県知事 西川 一誠

1 大規模小売店舗の名称および所在地

(仮称) トン・キホーテ福井店

福井市大和田町12字町佐1番1の一部、1番2、2番、3番、4番の一部、6番の一部、7番の一部、8番の一部

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては

代表者の氏名

株式会社ドン・キホーテ

代表取締役 成沢 潤治

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

3 聴取した意見の概要

(1) 交通について

- ・イベント時など多数の来客による交通混雑が見込まれる時は、周辺住民への周知徹底や交通誘導員を増員するなど交通事故防止に配慮すること。
- ・車両の店舗用駐車場出入りの際の交通事故防止の観点から、出入口付近での良好な視界の確保および一時停止など注意喚起の看板・路面表示などの設置とその保全に努めること。

- ・右折入庫待ち車両による交通渋滞および交通事故が起らないよう左折入庫・左折出庫を徹底すること。
- ・道路や歩道等への自転車のはみ出しや放置による近隣への迷惑が生じないように、管理や利用者への周知等の対策をとること。

- ・当該店舗が出店することにより周辺道路の自動車交通量が増加する恐れがあるため、周辺道路に影響が少ないようにできる限りの配慮をすること。
- (2) 環境について

- ・敷地の造成および店舗の建設工事の際には、周辺住民に工事内容を十分周知し、騒音、振動、水質汚濁、土砂等の流

出および飛散などの公害苦情が発生しないよう十分な対策を講じること。

・騒音規制法および振動規制法に基づく特定建設作業を伴う建設工事をする場合は、「特定建設作業実施届出書」を提出するように工事業者へ伝えること。

・将来の利用が未確定な土地が隣接しているので、空調室外機などの騒音等発生施設の配置や仕様等について、十分に配慮すること。

・操業後も公害（悪臭、騒音および振動等）が発生しないように、届出書類に記載されている対策を確実に実施すること。
・周辺住民から公害に関する要望があった場合は誠実に対応すること。

・福井市公害防止条例に規定する規模の設備等を設置する場合は、条例に基づく「特定工場設置届出書」を提出すること。

(3) 清掃整備について

・一般廃棄物の収集運搬の委託は、福井市の許可を得ている事業者とすること。
・産業廃棄物の収集運搬および処分委託にあたっては、福井県の許可を得ている事業者とすることとし、福井市のごみ処理施設への搬入や福井市の一般廃棄物に関する許可しか得ていない事業者への委託は行わないこと。

・廃棄物の収集運搬の委託先の事業者名および処分先について、決定次第、福井市清掃清美課に報告すること。

(4) その他

・当案件については、以下の届出が必要である。

- ①景観計画区域内における行為の届出
- ②景観計画区域内における広告物の新設等の届出
- ③駐車施設設置の届出

これらについて、計画内容に変更が生じた場合には、変更の届出をすること。

・不用施設の撤去を検討すること。
・平成25年8月の換地処分に伴う住所変更については、福井市区画整理課と協議し、土地所有者と協議の上、対応すること。

4 聴取した意見の縦覧場所

- (1) 福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業振興・金融課
- (2) 福井市大手三丁目10番1号
福井市商工労働部マーケティング戦略室

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

森林法（昭和26年法律第249号）第3条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。
平成25年3月22日

福井県知事 西川 一誠

1 所在の不明な者の氏名

田中弥夫、宮本新左エ門外10名、山口勘左エ門、山口浅吉、宮本新一郎、山下益太郎、山本新吉、谷口新吉、山口鉄治郎、山下甚右衛門外10名、坂元富治、中西広侖

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施設要件については、平成25年2月1日福井県告示第40号による。

3 掲示場所
福井県庁および越前市役所

森林法（昭和26年法律第249号）第3条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。
平成25年3月22日

福井県知事 西川 一誠

1 所在の不明な者の氏名

宮本健二郎、宮本鉄藏、岸下利幸、岸下仁太夫、宮本惣八郎、滝吞仁兵衛、細川一郎

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施設要件については、平成25年2月12日福井県告示第60号による。

3 掲示場所

福井県庁および越前市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年3月22日

福井県知事 西川 一誠

1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

あわら市蓮ヶ浦34字5番の一部、7番の一部、8番の一部、9番の一部、10番の一部、11番の一部および12番の一部ならびに68字18番1の一部、25番1の一部および26番1の一部ならびに72字1番の一部、2番の一部、3番の一部および23番の一部

2 開発許可を受けた者の住所および氏名
あわら市御簾尾第15号6番地
坂井森林組合
代表理事 山崎 長吉郎

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第1号

福井県文化財保護条例（昭和34年福井県条例第39号）第4条第1項および第43条第1項の規定に基づき、次の文化財を福井県指定文化財に指定するので、同条例第4条第4項および第43条第2項の規定により告示する。
平成25年3月22日

福井県教育委員会
有形文化財の指定 6件

種別	名称	数量	所在地	所有者
建造物	南専寺山門	1棟	大野市下唯野18-10	宗教法人南専寺
絵画	紙本金地著色日月松楓図	1双	鯖江市本町3-2-38	宗教法人誠照寺
古文書	越知神社文書	151点	福井市下馬町51-11	宗教法人越知神社
古文書	劔神社文書	210点	越前町織田113-1	宗教法人劔神社
工芸品	刺繍阿彌陀如来像	1幅	鯖江市本町3-2-38	宗教法人誠照寺
工芸品	髮繡六字名号	1幅	鯖江市本町3-2-38	宗教法人誠照寺

史跡名勝天然記念物の指定 1件

名勝	名称	1件	大野市下唯野18-10	宗教法人南専寺
	南専寺庭園			

平成二十五年三月二十二日印
平成二十五年三月二十二日発行

発行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一號 福井県
福井県福井市手寄二丁目十五一二十七 株式会社印刷所

☎ 三三三二番